

經濟論叢

第九十七卷 第三號

王莽の社会思想について……………穂 積 文 雄	1
アージリスの組織理論(2)……………田 杉 競	35
プレビッシュ報告批判……………松 井 清	51
プレハーノフの著作集について……………田 中 真 晴	68

昭和四十一年三月

京 都 大 學 經 濟 學 會

王莽の社会思想について

穂 積 文 雄

孟子は「ことごとく書を信ぜれば書なきに如かず」¹⁾ という。これに対して、長谷川如是閑は「ことごとく書を信ぜざれば書あるに如かず」という。前者は書なきに如かずという。後者は書あるに如かずという。そのいうところは、正反対である。しかしながら、ことごとく書を信ずることなかれというにおいては、まったく、一に帰する。露伴学人にいたっては、さらに一步をすすめて、痛快に喝破する。いわく、

酒を飲んで酒に飲まれるなどということを何処かの小父さんに教へられたことがあるが、書を読んで書に読まれるなどは、酒に飲まれたよりも詰らない話だ。人を飲むほどの酒はイヤにアルコールの強い奴で、人を読むほどの書も性がよろしくないのだから。そんなものを書いて貰はなくてもよいから、そんなものを読んでやらなくてもよい理窟で、「一枚ぬげば肩がはら無い」世をあっさりと春風の中で遊んで暮らせるものを、下らない文字といふものに交渉をもち、書いたり読んだり読ませたり、挙句の果には読まれたりして、それが人文進歩の道程の、何のとは、はてあり難いことではあるが、どうも大抵の書は読まぬがよい、大抵の文は書かぬがよい。酒をつくらず酒飲まずなら、「下戸やすらかに睡る春の夜」で、天下太平、愚痴無智の尼入道となつて、あかつきのむく起きに、南無阿弥陀仏でも吐き出した方が洒落てるらしい²⁾。

しかしながら、そういう口の下、いや、筆の下から、文を書き、書をつくっているのであるから、かならずしも、書を読むな、と、いうわけでも、あるまい。要は、やはり、書は読むべし読むべからず、書を読むはよろしいが書に読まれざること、なお、酒を飲んで酒に飲まれることなきがごとくなれ、というにおちつくものと解すべきであろう。そう解してさしつかえあるまい。そういえるであろう。

1) 「孟子」巻第十四、尽心章句上。

2) 幸田露伴「滿生氏郷・平将門」大正14年、改造社、161-162頁。

そういえば、たしかに、そのとおり。なるほどとおもう。わたくしにも、おもしろいあたるところがある。書をよんで、どうかとおもう場合がすくなくない。いな、それどころか、逆なことがかんがえられる場合さえある。

たとえば、秦の始皇帝の場合がそうである。秦の始皇帝といえ、たいていの書には、「焚書・坑儒」の暴君とされる。まさに、ローマの暴君ネロの東洋版みたくである。だから、始皇帝とは、なんとひどいやつか、まるで、大江のながれを、さがしまにながれしめるようなことを、あえてする男だ、と、おもっていたものである。ところが、「史記」をひもとくと、その平準書に、こうある。

虞夏の幣は、金を三品と為す。或は黄、或は白、或は赤。或は錢、或は布、或は刀、或は亀貝。秦中に至るに及んで、一國の幣を二等と為す。黄金は鑿を以て名づけ、上幣と為す。銅錢は識して半兩と曰ひ、重さその文の如く、下幣と為す。而して、珠玉亀貝銀錫の属は、器飾と為して宝蔵し、幣と為さず³⁾。

そして、それを読むにおよんで、始皇帝を見なおす気もちの生ずるのを、いかんともすることができない、じぶんを、みいださざるを得なかった。そのわけは、こうである。

そもそも貨幣の本質は、交換の媒介者であるところに存する。交換の媒介者の具有すべき条件としては、すくなくとも、三つのものをあげることができる。

1. 運搬性 (portability), 2. 可分割性 (divisibility), および, 3. 耐久性 (durability) がこれである。そして、錢は、当時おこなわれていた貨幣の中で、もっともこれらの条件を具有していたものである。論より証拠。始皇帝が、一度、幣制を統一して錢にかざるや、爾後、歴代の王朝、相承け相伝えて、これを踏襲すること二千有余年、余勢、ついに、わが国にまでおよび、わが国においては、今日、錢は貨幣そのものを意味するにいたり、フォークス監督鶴岡一人氏をして「錢のとれる野球をやれ」の語あらしめるにいたっていることは、知る人ぞ知るところのごとくである。これによってこれをみれば、始皇帝は貨

3) 司馬遷「史記」三十、平準書、第八。

弊のまさにあるべきありかたを洞察し、それにしたがったものなるを知る。これをたとえれば、水のひくきにつく理を知り、その理にしたがって、これをみちびくがごとくである。その理にそむいて大江の流れをさかしまにながれしめんとするがごときことをしては、いない。そこで、わたくしは、これは話せる男だとおもわないでは、いられなくなったものである。そうおもってみると、かれが、なかなか大した男であることが、しだいに、わかって来たから妙である。たとえば、今日ではどうか。われわれにはなじみのふかいあの教育勅語。それは「朕惟フニ」にはじまり、「朕爾臣民ト俱ニ拳々服庸シテ威其徳ヲ一センコトヲ庶幾ウ」に終わっている。あの「朕」という語が皇帝専有の一人称となったのも、実に始皇帝のときにはじまる。その他、度量衡の統一、郡県制の創設と、みるべきものは、すくなくない。かくて、そこで、わたくしは、わが国東洋史学の碩学桑原隲蔵博士がつぎのごとく論断せられるのを見て、感激の念を禁じ得ないものである。

支那四千年の史乘、始皇の前に始皇なく、始皇の後に始皇なし。聾々者察せず、漫に悪声を放ち、耳食の徒随て之に和し、終に千古の俾人をして、枉げて桀紂と伍せしむ。豈に哀からずや⁴⁾。

また、「ハムレット」の場合が、やはり、そうである。あのシェークスピアの傑作を読めば、だれしもハムレットの叔父クロードィアスが、ハムレットの父を殺し、母を寝どり、あまつさえ、ハムレットを亡きものとしようと陰謀をめぐらす極悪非道の人間とおもわずにはいられない。かくいうわたくしも、その一人であった。わたくしは、あえて「であった」という。それは、いまは、かならずしも、そうではないからである。それはなぜか。なにがわたくしをそうさせたか。それは、志賀直哉氏あらゆるところの「クロードィアスの日記」⁵⁾にほかならない。そこでは、クロードィアスが綿々と、大略つぎのごとくに、いう。「じぶんは兄を殺してはいない。ハムレットの暗殺など夢にもかんがえたことはない。それなのにハムレットは、そう信じているらしい。こまったこと

4) 桑原隲蔵「秦始皇帝」(「東洋史説苑」, 昭和2年6月初版, 同4年4版, 416頁。)

5) 志賀直哉「クロードィアスの日記」。

だ。かわいそうなやつ。はやくなんとかして、なおしてやりたいものだ。そうきいてみると、なるほど、と、いう気もする。すくなくとも、それをうち消すにたる根拠をみいだすことは不可能のようにおもわれる。これでは、かりにもし、ハムレットが、クローディアスを尊族殺人・殺人未遂のかどで訴え、検事がクローディアスを起訴したとしても、法廷は無罪の判決を下すのほかはないであろう。そうおもわれる。それだからである。

シェークスピアといえは、また、こういう例もあげることができる。かれは、リチャード三世を残忍で、勇敢で、派手な佝僂男の奇妙な姿にえがく。ロンドン塔に可憐な二王子を幽閉し、ついにこれを殺害させる。描写は真にせまる。かくてシェークスピアはかれを犯人とする通説を強化する役割をはたす。わたくしどもは、それを読むとき、それを信ずる。信ずるほかない。信ぜざるを得ない。ところが、セイヤーというひとが、「時の娘」を書く。そしてこの通説をくつがえす。真犯人をヘンリー七世と断ずる⁶⁾。そして、それを読むと、どうも、そうではないかという気になる。そういうと、それこそ「書に読まれた」ものだ、と、わらいをまねくことになるかも知れない。あるいは、ほんとうは、そうなのかもしれない。しかし、そうとばかりもいえないのではないか。かならずしも「書に読まれた」わけでもない。そういえるのではないかもおもう。というのは、アンドレー・モーロアも、「幾人かの歴史家はリチャード三世の名譽を回復しようと試みた」ことを認めているからである。もっとも、かれは、こうつけくわえてはいるが、「しかし、どうもシェークスピアを信じなければならぬようである」⁷⁾と。

だから、わたくしは、孟子・如是閑のいましめを至言とおもう。露伴のおしえはわたくしのためには善知識。眷々服庸しよう、と、おもう。わたくしは、書を読んで書に読まれざること、なお、酒を飲んで酒に飲まれることなきが

6) セイヤー、「時の娘」(*The Daughter of the Time*)。これは、わが国では、ちかごろはやりの推理小説として、あつかわれている。高木彬光の「ジングスカンの秘密」は、この書の手法にならったものであるといわれる。

7) André Maurois, *Histoire d'Angleterre* (Le livre de Poche), p. 177. 水野成夫・浅野晃・和田頭太郎共訳「英国史」上巻, 330-331頁。

どとくあろう、と、おもう。そうおもうわたくしであるが、王莽の伝を読むとき、とくに、そのおもいをふかくするもののあるをおぼえざるを得ない。

けだし、王莽といえは、ひとは、すぐ、漢室の篡奪者として、かれを非難する。偽善者として、かれを齟齬する。冷血漢としてかれを憎悪する。たいいてい書の書がそうあつまっている。いな、ほとんどの書がそうあつまっている。そういっても、さしつかえはあるまい。しからば、それらの非難・齟齬・憎悪は、はたして正当なものであるうか。かれは、はたして、それらの非難・齟齬・憎悪に該当するものであろうか。それらの非難・齟齬・憎悪は、はたして、確実な根拠にもとづくものであろうか。はたして、妥当な断定にしがえるものであろうか。わたくしは、それをうたがわざるを得ない。それだからである。

なぜか。それは、こうである。

ひとは、かれを、漢室の篡奪者として非難する。だが、それは、おかしいのではないか。なんとなれば、中国は、もと、これ、易姓革命の国である。堯舜禹湯武以来、王朝あらたまること、それ、いくばくぞ。しかうして「孟子」にこれあり。いわく。

齊の宣土問ひて曰く、湯・桀を放ち、武王・紂を伐てること、これありや。

孟子対へて曰く、伝にこれあり。

曰く、臣にしてその君を殺す、可ならんや。

曰く、仁を賊ふ者之を賊と謂ふ。義を賊ふ者之を殘と謂ふ。殘賊の人は、之を一夫と謂ふ。一夫の紂を誅せるを聞く。未だその君を弑せるを聞かず⁸⁾。

かくて、「われを撫するものは、すなわち、わが君、われを虐みするものは、すなわち、わが敵」である。かくて、天下は一姓の占有物ではない。それが中国におけるありかたである。しかるに、王莽のみ、ひとり、これを漢室篡奪者として非難するは、いかがなものか。そもそも、漢が天下をとれる所以は如何。そのもといをひらける、高祖劉邦は、なにものぞ。かれ、もと、微賤の出身、布衣・白身。たまたま、秦政を失い天下大に乱れたるときにあたり、風雲に乗じて、これを得たにすぎなかったのではないか。かれがこれを得たのはよいが、

8) 「孟子」卷第二、梁惠王章句、下。

他のものが得るのはいけな、と、いう道理はないはず。それも、漢室のものがいうのなら、まだしもである。じぶんたちの天下をうばわれたのであるから、ぐちとして、ききながしてもよからう、から。しかしながら、それでも、王莽をとがめる権利は、ないはずである。いわんや、漢室に縁もゆかりもないものが、そもそも、なんの権利があって、王莽を篡奪者として非難して、したりがおをするのか。かんがえれば、おかしいことではないか。いな、おかしいをとおりにして、おろかしい。まったく、おろかしいにも、ほどがある。そういいたいところである。しかるに、みんな、よって、たかって、馬鹿の一つおぼえのごとく、かれを篡奪者として非難する。それも中国だけに止まらない。わが国民までもが、そのしりうまに乗って、そういってさわぎまわっている。王莽こそ、よいつらのかわというものである。わたくしが、王莽のために、弁じなくなるのも、むりではあるまいではないか。

ひとは、かれを、偽善者として齷齪する。だが、それも、げせぬのではなからうか。なんとなれば、王莽の行実をみるに、漢書、王莽伝によれば、王の一族、元後の故をもって、多く「侯に封ぜられ、位に居り、攻を輔け、家、凡そ九侯五大司馬、唯、莽の父曼蚤（早）死して侯たらず。莽の群兄弟、皆將軍五侯の子、時に乗じて侈靡、輿馬声色佚遊を以て相高き」⁹⁾に反し、

「莽、独り孤貧、因りて節を折り、恭儉、礼経を受け、沛郡の陳參に師事、勤身博学、被服儒生の如く、母および寡嫂につかえ、孤兄子を養ひ、行甚だ敕（整）備。又、外、英俊と交はり、内、諸父につかえ、つぶさに礼意あり。陽朔中、世父・大將軍・鳳病む。莽、疾に侍し、親しく薬を嘗め、乱首・垢面、衣帯を解かざるもの連月」¹⁰⁾とある。

また。

「永始元年、莽、新都侯となり、……爵位益尊くして、節操愈謙。輿馬衣裘を散じて賓客に振施し、家余す所無く、名士を収膽し、将相卿大夫と交結甚だ衆し。」¹¹⁾

とある。

9) 班固「漢書」九十九、王莽伝、第六十九、上。

10) 同上。

11) 同上。

また、

「遂に擢んぜられて、大司馬となり、……克己倦まず、諸賢良を聘し、以て掾史となし、賞賜邑錢、ことごとく、もって士に享し、慙、儉約をなす。母病む。公卿列侯、夫人を遣はして疾を問はしむ。莽の妻、之を迎う。衣、地に曳かず。布、膝を蔽う。之を見る者おもへらく、僮使なりと。問ひて夫人たるを知り、皆驚く。」¹²⁾

とある。

読みきたれば、ことごとく、これ、美事・善行。称讃を受けてこそ、しかるべきところ。他のひとの場合には、そうなるであろう。そういってもよいであろう。しかるに、かれの場合はそうならぬのである。「色、仁を取り、而して行違う者邪」¹³⁾ということになるのである。あるいは、「情を匿くして名を求めることかくのごとし」ということになるのである。ただ「名誉の前人に過ぎんことを欲する」¹⁴⁾ということになるのである。

まだ、ある。かれは、しばしば、優遇・加封・恩賞を受ける。かれは、その都度これを辞退する。そのたびに、ひとびとが、かれのために、奏上をする。かれは、やむなく、これをうける。ときには、恩賞の賜錢を貧窮者に施与する¹⁵⁾。それは、まことに、りっぱな行動である。他のひとの場合には、絶讃を浴びること、うけあいである。そういってもよいであろう。しかるに、かれの場合はそうではないのである。「莽、色厲にして、言は方。為す所あらんと欲すれば、微かに風采に見はす。党与その指意を受けて之を顯奏す。莽、涕泣して固く推讓す。上、以て惑う。」¹⁶⁾というそしりとなる。これを要するに、王莽におけるかぎり、せつかくの美事善行もうわべだけだと、いうのである。みせかけにすぎぬとするのである。本心ではないとするのである。すなわち偽善だというわけである。なぜ、そういうことになるのであろうか。なにを証拠にそういうのであろうか。おもうに、篡奪者は悪人である。悪人は善行をなすはずがない。

12) 同上。

13) 同上、下。

14) 同上、上。

15) 同上。

16) 同上。

だから、それはうわべだけのことである。だから、それはみせかけにすぎない。だから、それは本心ではない、すなわち、かれは偽善者だ。そういう論理にすぎないのではないか。しかしながら篡奪はかならずしも悪事ではない。そのことは上述のごとくである。そうすれば、右の論理はなりたたぬことにならねばならない。しかし、篡奪のみが悪事ではない。いな、人の性はもと悪である。そういうことも、いえる。げんに、荀子はそういつている¹⁷⁾。しからば、この論理はやはりなりたつと、いわねばならない。そうも、かんがえられる。しかしながら、その場合は、およそ、ひとはみな偽善者である。と、いうことになる。そうすると、王莽も人である、だから、王莽を偽善者と非難することができるであろう。しかしながら、その場合は、王莽のみを非難するわけにはいかない理でなければならぬ。非難するなら、すべてのひとを非難せねばならない。そうでなければならぬ。そういうことになるであろう。いな、それどころではない。この場合には、偽善は非難にあたいしない。むしろ称讃にあたいする。そういうことになる。そうかんがえられさえする。渡辺一夫氏が、「偽善のすすめ」¹⁸⁾を草せられる所以である。

だが、しかしながら、性悪説をとらないひとに対して、この議論は効力が無い。対抗できない。そういうひとがあるかもしれない。しかしながら、そのとき、わたくしは、すこしも、さわがない。なんとなれば、わたくしは、つぎのごとく、こたえることができるからである。

おもうに、およそ、偽善とはこころにもないことをするの謂である。うわべだけをかざる謂である。では、王莽を偽善者ときめつけるためには、かれの行実がそのようなものであることを証明しなければならない。そしてそのためには、かれのこころの中をしらねばならない。だが、そのようなことが、はたして、できるものか、どうか。およそ、ひとのこころの中を、一体、だれが、しることができるか。いかにして、しることができるか。それは、およそ、で

17) 「人之性悪。其善者偽也。」「荀子」巻第十七、性悪篇第二十三。

18) 渡辺一夫「偽善のすすめ」大阪朝日新聞、昭和41年1月9日、18頁。

きぬ相談というものではないか。もし、できる、というなら、おそらく、その場合、それは、じぶんのところをもって、他人のところをおしはかるだけのことにすぎないわけであろう。しかしながら、それで、もって、王莽を偽善者と断ずることが、はたして、ゆるされるか。はたして、ゆるされてよいものか。また、それでもって、王莽が、はたして、偽善者でなければならぬ、と、いうことになるものであろうか。わたくしは、うたがいなきを得ない。この場合、わたくしに、うたがいなきを得るのは、かえって、かくのごとくして、王莽を偽善者と断ずるひとびとこそ、偽善者の素質をそなえているにちがいない、と、いうことでなければならぬ。わたくしは、そうおもわざるを得ない。なんとすれば、もし、それが、かれら自身であったなら、それは、ころにもないことである、と、いうことを、かれらみづから告白している以外のなにものでもないことに、ならなければならないはずで、あるからである。

ひとは、かれを、冷血漢として、憎悪する。だが、それは、はたして、ゆるされることであろうか。

かれはその実の子孫を殺した。それは事実である。しかも、三人まで殺した、すなわち、「中子、獲、奴を殺す。莽、獲を切責して自殺せしむ」¹⁹⁾。「莽が子・宇、莽が衛氏を隔絶するを非とす。……莽聴かず。宇、帥・吳章、および、婦兄・呂寛と讖す。……宇、即ち、寛をして、夜、血を持ちて莽が第門に灑がしむ。……莽、宇を執へて獄に送る。薬を飲みて死す。宇が妻、子を懐す。獄に繋ぎ、子を産み己るを須ちて、之を殺す。」²⁰⁾

親をもって子を殺す。冷血漢といえ、たしかに、冷血漢である。それに、ちがいは、ない。しかしながら、中国では「大義親を滅す」²¹⁾ るは美德とせられている。称讃される場所である。それをわすれるわけにはいかない。それにしても、親として子を殺す。それは、あんまりだ、と、いうひとも、あるであろう。そういえば、それは、そうかも、しれない。しかしながら、それは、

19) 班固。同上。

20) 同上。

21) 「春秋左伝」卷三、隠四。

それだけに、とくに、たえがたいところでなければならぬ。それは、それだけに、とくに、なしがたきところでなければならぬ。だが、また、それだけに、それは、逆に、それだけ、とくに、称讃にあたいすることにならねばならぬ。そうも、いえるで、あろう。しかしながら、王莽の場合には、そうはいわれぬ。かれは、ただ、冷血漢、と、いわれるだけである。そういつて、憎悪をうけるだけである。だが、しかしながら、それでよいのであろうか。それがただししい判決といえるものであろうか。わたくしは、すくなくとも、わたくしは、うたがいなきを得ない。それは、わたくしには、げせないところに属する、と、いえば、はたして、非か。

かれは、大改革を断行した。その途上において、罪人が多く出た。「天下驚駭然として、刑に陥る者衆く」²²⁾、「諸侯卿大夫より庶民に至るまで、罪に抵る者、勝げて数うべからず。」²³⁾ そうしるされている。かくて、かれは、苛酷と難ぜられ、刻薄と怨まれる。しかしながら、おもうに、およそ、改革は、もと、世のため人のために、よかれかして、おこなわれるを普通とする。だが、それにおいて、不利をこうむる者も生ずる。それは数のまぬがれること能はざるところである。そこには同情に堪へぬ場合なしとしない。そのことは、わたくしといえども、これをみとめるにやぶさかなものではない。しかしながら、だからといって、これにしたがわないものをゆるすわけにはいかない。これを取りしまらぬわけには、いかない。なんとなれば、そうでなくては、せっかくの改革も水の泡と消える。実をむすぶことができない。だから、これをゆるさぬのは、あたりまえでなければならぬ。これを取りしまるのは正当でなければならぬ。そうである以上、たとい、冷血漢とそしられても、憎悪せらるべきではない。それは、あまりにも、明々白々なところに属しなければならぬ。しかるに、ことが王莽のこととなると、そうは、いかない。かくて、かれは憎悪せられることとなる。それでは、それは、なにによって、そうなのであろう

22) 班固「漢書」二十四、食貨志、第四、上。

23) 班固、同上、九十九、王莽伝、第六十九、中。

か。あるいは、罰せられるものあまりにも多きによるものでもあろうか。しかしながら、この場合、もと、数の大小・多少は、よく、正邪曲直を決する所以ではないはずである。孟子は、「みづからかえりみて縮くんば、千万人といえども、われゆかん」²⁴⁾といった。そして、そのことばは、ひとの称讃を博する所以ではなかったか。しからば、王莽は称讃を博してこそ、そのしかるべきところではないか。しかるに、かれは憎悪をこうむらねばならない。なぜか。わたくしには、そのわけがわからない。もっとも、そうは、いうものの、その場合、改革そのものの良否・善悪が問題となる。そういうひとが、あるかも、しれない。その改革がよいものであれば、罪はそれを犯かしたものにあり。しかしながら、それがわるいものである場合には、責は改革者にある。そして、その場合、かれは、冷血漢のそしりを甘んじて受けなければならないであろう。それは、みとめなければならないところである。ところで、それでは、王莽の改革は、どうであるか、その善悪・良否は、はたして、如何。かくて、ここにおいて、ついに、かれの改革そのものが、問題となる。だが、わたくしは、かれの改革をもって、かならずしも、わるいものとは、おもわない。その理由は、ほかでもない。そこに、社会思想をうかがうことができる。そして、その社会思想は、かならずしも、わるいものではないことをみとめなければならない。それだからである。すくなくとも、わたくしは、かれの井田制復活と五均・六筦の設置に、おいて、そのしかるを、みとめなければならない。しからば、それらのものは、いかに、そうあるか。

まづ、井田制の復活よりうかがう。

漢書をみると、その食貨志にはつぎのごとくしるされている。

今天下の田を名づけて王田と曰ひ、奴婢を私属と曰ひ、皆売買することを得ず。其の男口、八に満たずして、而して田一井に過ぐる者は、余田を分ちて九族郷党に与ふ。令法を犯せば死に至る²⁵⁾。

24) 「孟子」公孫丑章句、上。「自反而縮、雖千萬人吾往矣」。

25) 班固、同上、二十四、食貨志、第四、上。

これによって、これをみれば、王莽が古代周室至治の世に行はれたとつたえられる井田制を復活せんとしたものであることは、多言をもちひずしてあきらかなるところに属する。けだし、周室の世における井田制について論ずるは孟子にはじまるが、その「孟子」に、われわれは、つぎのごとくするされるをみるからである。

詩にいわく、わが公田に雨ふり、ついにわが私におよぶと。……方里にして井、井は九百畝、その中を公田となす。八家みな百畝を私し、おなじく公田を養ふ。公事おわりてしかる後あえて私事をはじめ。……これその大略なり²⁶⁾。

孟子、はじめて、これを説いてより、後人、多く、これを信じて疑はず、もつて、今日にいたっている。もっとも、孟子の説くところ、きわめて簡略、ために、その細部にいたっては、後の学者、往々、そのみるところをことにし、議論区々百出の状を呈した。たとえば焦盾の「孟子正義」の註にあげるところのごとき、細字で一頁をうづめるをみる。もとより、いま、ここに、一々、その論議をあげつらういとまはない。また、その、必要もあるまい。けだし、ここでは、ただ、後の学者、多く、これを信奉する旨をしればたるからである。

しかるに、これに対し、疑をさしはさむもの、かならずしも、なしとはしない。そのようなものは、現実には存し得ないのではないか。これは、儒家の理想を美化し、それを古代周室至治の世に托したにすぎないのではないか。そう、うたがうのである。そしてそのよってきたところは、こうである。

もし、詩の文句の公田、私田が井田のことであるとすれば、一体、どうなるか。わづか一里の地に雨が降る場合、公私の別なく一度に降るであろう。まづ、公田に降り、しかる後に、私田におよぶ。そういうことが、はたして、ありうるであろうか。そういうのである。

かりに、ありうるとしても、およそ、地勢は不等である。山あり、谷あり、河川あり、沼沢がある。かならずしも、平地・方形とはかざらない。しかるに、井田は方里の地を井形に九等分するという。どこまで、それを実施しうるか。

26) 「孟子」巻第五、滕文公章句、上。

そういうのである。

しかしながら、それに対しては、「周礼」をみよとこたえるものがあるかもしれない。なんとすれば、「周礼」には、井田制に関する詳細な記述がある。ここでは、土地の不等性は、これをみとめている。そして、それに対する考慮がはらわれている。そして、その調整が規定せられている。それなら、井田制は実施できるわけである。しかしながら、この「周礼」が、実は、くせものなのである。従来、それは、周公の作、と、つたへられてきた。しかしながら、今日では、前漢末期、儒家の創作にかかるもの、と、する説が有力である²⁷⁾。王莽のブレイン・トラストの一人劉歆の手になる、と、いう説さえあるくらいである。そうすると、この反駁は、その立論の根拠を失うことにならねばならないことになるであろう。

しからば、井田制は、単なる儒家空想の産物にすぎないものであるか。わたくしは、すくなくとも、わたくしは、かならずしも、そうは、おもわない。なるほど、孟子のえがいたままのものが、周代に存したとはいえないであろう。なるほど、「周礼」にしるすがごとき高度の整然たる土地制度を周代に想定することはむづかしいであろう。だが、しかしながら、これを土地公有制度という点にがぎってみれば、どうであろうか。その場合、それは、かならずしも、その存在を否定せねばならないものではないであろう。いな、それどころではない。それは存在していた。そのことはみとめぬわけにいかない。ただし、これを東西の史実に照らしてみても、その存在は肯定せられるところである。これを社会学の理論に徴してみても、その可能性は認容せられるところである。それだからである。

ただし、人類が、はじめて、この地上にそのすがたをあらわしたとき、に、さかのぼってみれば、それは、あきらかであろう、そのとき、かれらの生活は、いかに、あったであろうか。力は牛におよばぬかれらである。走ることは馬に

27) 小島祐馬博士「支那古代の社会経済思想」一岩波講座「東洋思潮」一昭和11年11月。「古代支那研究」昭和18年2月、所収(259-260頁)。

しかざるかれらである。その唯一ともいうべきとりえである道具といっても、まだ、きわめて、おそまつなものであったにちがいない。果実・球根をたづね、鳥獸をおい、魚介をもとめて、一所不住、はてしなき彷徨流浪にあけくれていたことであろう。そのゆくてが、険峻にはばまれたことも、しばしばあったであろう。猛獸毒蛇のために危難におちいったことも、めづらしくはあるまい。いな、きびしい外気に対処することだけでも、かれらにとっては、なみなみならぬものが、あったことであろう。そうおもわれる。おそらく、ひとりだちでは、一日もすごしがたかったことであろう。もし、かれらが、ビューーハー教授の想定するがとぎ個人的食料探究 (individuelle Nahrungssuche)²⁸⁾ をこととしていたとすれば、かれらは、たちまちの中に、地上から、そのすがたを消していたにちがいない。ところが、事実、かれらは、産んで、殖えて、地に満ちている。これによって、これをみれば、かれらが群生していたことは、これをみとめなければならぬであろう。そして、もちろん、そのような段階においては、群 (Horde) といっても、そう大きいものではあり得まい。せいぜい、三・四〇人ぐらいからなりたっていたでもあろうか。かれらのいとなみは、すべて、この群において、おこなわれたにちがいない。そうかんがえられる。共同に生産し、共同に消費する。外敵に対しては、もちろん、共同に防衛し、共同に攻撃する。すべては、群のいとなみにほかならない。そして、それは、ただ、本能の命ずるところである。ただ、本能の命ずるままである。そういうことであつたであろう。したがって、そこには、個人の意識は、まだ、みられない。「われ」と「なんじ」の感念は、まだ、ない。したがって、そこには私有財産は、まだ存在しない共産の状態であつたであろう。そうかんがえられる。そういってよいであろう。

このような状態がいつまでつづいたであろうか。やがて、かれらは、彷徨流浪の生活から足をあらう。しだいに、定住のそれに入る。そして、狩猟は牧畜に、採集が農耕にすすむ。しかしながら、そのはじめにあつては、依然として

28) Karl Bücher, *Die Entstehung der Volkswirtschaft*, SS. 9 ff., 27, 30, 38.

共産の状態がつづくであろう。いな、生産力のひくい間は、牧畜や農耕は、むしろ、かえて、共力の必要を増大する所以でさえあったであろう。たとえば、開拓・治水・灌漑等、そのどれをとってみても、多数人の共力を必要とする。だから、そこでは、共産は、かえて強化される。そうかんがえられさえる。かくて、そこには、われわれは、いわゆる原始共産体をみいだすことになる。いま、支那人も人類であることに、かわりはない。それなら、支那人にも、遠い昔、そういう時代があったはずである。そうかんがえてよいであろう。また、八家が公田を耕作するということも、欧州中世の封建制度の下における、義務労働 (Dienst, Service) 労働地代 (Arbeitsrent) を想起すれば、なんら異とするにはあたらないところであろう。いわんや、周代が封建制度といわれるにおいて、それは、なおさらのことで、なければなるまい。こうみえてくると、井田の制は、かならずしも、無から有を生じたものとはいえない。空想の産物とはいえない。そういうことになるであろう。おそらく、なるほど、孟子の時代、すでに、ほろびていた。それはたしかである。しかしながら、その遺習、乃至、その伝説の、なお、存するものがあって、孟子が、それを美化、理想化した。そうかんがえるべきであろう²⁹⁾。

しかしながら、それでは、それはどうして崩壊したか。中国では、秦の商鞅がその責任者とせられている。「秦に至りては、……商鞅の法を用いて、帝王の制を改め、井田を除きて、民売買するを得、富者は田千佰を連ね、貧者は立錐の地亡し。」³⁰⁾とある。しかしながら、わたくしは、これは、どうかと、おもう。なるほど、商鞅は生産力の増大を意図した。そして土地の開墾を奨励した。そのために、土地の私有を許容した。いまわれわれは、井田制の根本原理を土地公有においてみとめる。そのかぎり、土地私有の許容は井田制の破壊を意味する。だから商鞅は井田制を破壊したものである。そのことにまちがいはない。それは、みとめなければならない。しかしながら、だからといって、井田制崩

29) 小島祐馬博士、前掲書、259頁。

30) 班固「漢書」二十四、食貨志、第四、上。

壊の責任を商鞅に負はせるのは、いかがなものであろうか。けだし、農耕の発展は、その集約化をきたす。集約化は土地と耕作者の親和関係を緊密化する。いきおい生産性向上の要請により、耕作者の土地占有が固定化し長期化することになる。その結果、占有の私有への変化を生ずる。「所有権の魔力は砂礫を化して黄金とする」³¹⁾ ということばは、この間の事情を説明しえて妙である。だから、たとい、商鞅出でずとも、井田制は崩壊する。必然に崩壊する。崩壊すべき運命をもつ。そういいうる。「春秋」魯の宣公の15年、「初めて、畝に税す」³²⁾と見えている。それは井田制の崩壊をものがたる。けだし、井田制の下にあっては、公田の収入の外、また、税はないはずである。しかるに、「畝に税す」るは、すでに井田制の崩壊せるをものがたるものでなければならない。それだからである。だから、井田制の崩壊は商鞅の出づるをまっけて、はじめて生じたものではない。商鞅は、ただその大勢を明察し、よくその大勢に順応したにすぎない。だから、かれは井田制の崩壊の責任者ではない。そういうことに、ならなければならない。それでは、責任者でないかれが責任者とせられたのは、何が故か。そういう疑問がおこるでもあろう。おもうに、先秦時代、諸子百家がならびおこった。かれらは、たがいに他を排擠した。いわゆる、「途同じからざれば、ためにはからず」³³⁾であった。その場合、儒家がその理想とする井田制の破壊者として法家の雄商鞅を告発するにふしぎはあるまい。いわんや、商鞅は焚書坑儒のにくむべき所業をあえてした秦の宰相、しかも、げんに、土地私有の政策を実施した実績まであるものであるにおいておや。

それは、ともかく、それでは、井田の法は、社会思想として、いかなる意味をもつものであるか。おもうに、それには、およそ二つのものがある。わたくしは、そう、かんがえる。

その一は、土地の公有思想である。それは、さきに述べたところよりしてあきらかなところである。だから、いま、あらためて、のべるにもおよぶまい。

31) Arthur Young (1741-1820)

32) 阮阮「春秋左伝注疏」卷第二十四、宣十五年。

33) 司馬遷、「史記」、六十三、老子韓非列伝第三。

そうおもわれるかもしれない。だが、つげくわえておきたいことがある。それは、ほかでもない。中国は当時、農業経済の段階にあった。農業においては、土地は生産手段である。しかも、もっとも重大なる生産手段である。しからば、すなわち、土地の公有は生産手段の公有にほかならない。しかも、もっとも重大なる生産手段の公有にほかならない。それなら、われわれは、井田制の主張において、土地公有論をきくわけであり、土地公有論において、生産手段の公有論をきくことができるわけであり、そして、そうすると、われわれは、そのかぎりにおいて、そこに、近世においていうところの、社会主義思想をみいだすことができる。そういうことになる。いな、そういうことに、ならねばならない。

いま一つは、均分の思想である。そもそも、この均分思想なるものは、もと、儒家にあっては、とくに、重んぜられたところのものである。それは、孔子の、つぎの有名なる語によって、あまねくしられているところである。いわく。

国を有ち家を有つ者は、^{すくな}寡きを患へずして、均しからざるを患ふ。^{たげ}貧しきを患へずして安からざるを患ふ。けだし、均しければ貧しきことなく、和すれば寡きことなく、安んずれば傾くことなし³⁴⁾。

ついでながら、清の宝応劉宝楠の「論語正義」にいう。

案ずるに、繁露（董仲舒、「春秋繁露」度制第二十七、一訳者）、「貧しきを患へずして、均しからざるを患う」と引く。魏書、張普恵伝も同じ。けだし、貧しきことは均しからざるに由る。故に下文に均しければ貧しきことなしといへり。論語本、その文を錯綜し、而して繁露は、すなわち義に依りてこれを引く。故に同じからざるなり。

小島祐馬博士も、また、つぎのごとくいわれる。いわく。

この本文には恐らく誤字衍字があらうと思ふ。「不患貧而患不均、不患寡而患不和」と為し「安無傾」の三字を削らば、字もなだらかに意も通ずる³⁵⁾。

そして、わたくしも、そうおもう。そうすれば、各句の音が照応する。だから、なほさらである。

しかし、いづれにしても、そこに、均分の思想をみることには、なんら、か

34) 「論語」季氏第十六。

35) 小島祐馬博士、前掲書、256頁。

わりはない。そうだとすれば、わざわざ、ここにこれを説くにもおよばないわけ。説くにおよばないわけのものを説くのは、ペダンチックだ、というそしりをこうむることになるでもあろう。そしりをこうむるおそれをおかして、あえて、これを説く。その故は、ほかでもない。この均分思想がきわめて重大なるが故である。それは、きわめて、重大である。だから、それに関して、かく異説あるを見ては、ここに、これに闕説せざるを得なかったのである。ペダントの徒とのそしりをまぬがれることができれば、さいわいである。

いささかはなしが、ほんすじをはなれすぎたきらいがある。

そこで、はなしを本すじにもどす。かく、儒家にあっては、均分思想を尚ぶ孟子は荀子と並ぶ儒家の雙壁である。だから、かれが均分思想をいさぐは異とするにあたらぬ。けだし当然とすべきところである。ただ、かれは、それを、土地について強張した。そして、それに、加ふるに、その公有をもってした。そこにわれわれは、かれの偉大さをみることができる。そういつてよいのではあるまいか。すくなくとも、わたくしは、そうおもう。そうおもわずにはいられない。ところで、均分思想は、いうまでもなく、平等思想に通ずる。そして平等思想は近世社会主義の基調を構成する。しからば、われわれは、井田制の主張の中に近世社会主義のいぶきを感じるべきである。そう、いうても、よいかとおもう。はたして、いかなるものにや。

なほ、ついでながら、これに類するかんがえはひとり王莽の改革においてのみ、みられるものではない。その他においても、みられる。しかも、しばしば、みられる。かれ以前にあっては、武帝の世の董仲舒の名田策、哀帝の世の師丹の限田策を指摘することができる。かれ以後においては、晉の武帝の占田策、後魏の孝文帝の世にはじまり、その後、南北朝の歴代から隋を経て、唐代中葉におよぶ均田制のごとき、まさに、その尤なるものであること、あらためて多言を要しないところであろう。

つぎに、五均・六筭をうかがう。

漢書、食貨志をみると、つぎのごとく、しるされている。

(莽曰……く、) それ、周礼に³⁶⁾賒貸あり、楽語に五均あり。伝記に各幹あり。今、賒貸を開き、五均を張りて、諸の幹を設くるは、衆庶を斉うし、并兼を抑ふる所以なり、と。ついに、長安および五都において、五均を立て、長安の東西市の令、および、洛陽・邯鄲・臨淄・宛・成都の市の長をあらため名づけて、みな五均司市師となし、東市を京と称し、西市を畿と称し、洛陽を中と称し、余の四都は各東西南北をもって称となす³⁶⁾。ここに、楽語に五均あり、とあるが、この書、いま、亡逸伝はらず。しかしながら、巨瓊なるものが、つぎのごとく注している。いわく。

天子、諸侯の士を取り、以って五均を立つれば、則ち市に二買なく、四民常に均しく、羸者、弱を困しむることを得ず、富者、貧を要することを得ず、則ち公家に余りあり、恩、小民におよぶ³⁷⁾。

いま、これによって、これをみれば、それは物価調節の官である。そのことは、多言を要せずしてあきらかなところであろう。そして、いま、その作用をうかがうに、漢志のしるすところによれば、それは、つぎのごとくである。

衆民の五穀・布帛・絲絛の物を売買し、民の用に周くして、而して警れざるものは、均官以ってその実を考検するありて、その本買をもってこれをとり、錢を折せしむるなし。万物昂貴して平を過ること一錢ならば、則ち平買を以って民に売る。その買氏賤にして平を減ずるものは、民のみづから相とにも³⁸⁾市ふをゆるし、以って貴賈するものを防ぐ³⁸⁾。

そして、かくのごときを、おここのことは、また、かならずしも、王莽にかぎったことではない。かれよりまえ、すでに、武帝がおこなっている。すなわち、有名な、平準・均輸がそれである。「史記」にくわしくみえている。いま、その詳をつくすいとまはないが、要するに物価調節のしくみである。その、安い時に買いいれ、高い時に売りはなち、もって、物価を調節せんとするしくみすなわち、平準である。その安い所で買いつけ、高い所に売りはらい、もって物価を調節せんとするもの、すなわち、均輸である。

しかしながら、かくのごときは、武帝の平準・均輸よりも、さらに、その以

36) 班固、同上、下。

37) 同上。

38) 同上。

前にさかのぼって、これをみいだすことができる。そういうひと、あるであろう。いかにもそのとおりである。なんとすれば、われわれは、「管子」国蓄篇に、つぎのごとき記述があるのを、みいだすことができるからである。いわく。

それ、民、余りあれば則ちこれを軽んず。故に人君、これを斂するに輕きを以てす。民、足らざれば則ちこれを重んず。故に人君、これを散んずるに重きを以てす。これを斂積するに輕を以てし、これを散行するに重を以てす。故に、君、かならず、什倍の利ありて、財の横(平均価格-訳者)、得て而して平らからなり³⁹⁾。

「管子」二十四卷・八十六篇、管仲の著はずとつたえられることひさしい。しかしながら、管仲は、春秋のはじめの人。富国強兵の術に長じ、齊の桓公をたすけ、区々の齊国をもって、よく諸侯を九合し、九州を一匡し、周室をさしはさんで、天下に号令し、ついに、覇業を成就せしめたあの有名な大政治家である。しかしながら、実は、かならずしも、みな、かれの撰するところではない。春秋戦国の時代から前漢の初期にかけて、多くのひとの手になるものに、冠するにかれの名をもってしたものやせねばならないようである⁴⁰⁾。くわしい考証は、ここには、これをはぶき、ただ、つぎの事例をあげるにとどめる。けだし、もって首肯せしむるに足るものがあるであろう。事例というのは、ほかでもない。書中、往々、管仲死後の事蹟がみられるということである。たとえば、つぎのごとくである。いわく。

楚王細腰をこのむ。而して美人、食を省く。呉王、劍をこのむ。而して国土、死を軽んず⁴¹⁾。

また、いわく。

毛嬪・西施は天下の美人なり。怒気を面に盛んにすれば、もって、このむべしとなすあたわず⁴²⁾。

また書中、銚貨の流通を記すところがある。しかるに、そのこと、戦国のこ

39) 「管子」国蓄。

40) 例へば、羅根沢「管子探源」、木村英一教授の管子の成立に関する研究、を見よ。

41) 「管子」七主。

42) 同上、小称。

ろのことに属する。はやくとも、春秋の末期よりさかのぼること、はなはだしからず。そうかんがえられる。よって、われわれは、それが、かならずしも、管仲の時代になるものにあらざるを、しることができるであろう。

これによってこれをみれば、それに、管仲以後のひとの手によって、くわえられたところあるは、あきらかなるところに属する。そう、いわなければならぬであろう。

さらに、「管子」の内容は種々の学派の思想をふくむをみる。したがって、「管子」はあるいは「法家」者流に入れられている。あるいは、「道家者流」に入れられている。また、ときに、「雑家者流」に入れられている。よって、そのことをうかがうにたる。そういってよいであろう。それで、われわれは、それが、一人の手になるものでなく、多くの人の手になるをすることができるであろう。そして、そのよってきたところは、おもうに、諸子百家、甲論乙駁せる当時、論者、自己の論議に箔をつけ、権威あらしめんがため、この大政治家に仮託したるによるものでもあろうか。かつて、これをきく。明治の初期、自由民権者流の遊説はなやかなりし当時、犬養毅、東北遊説のみぎり、さかんに泰西高名の学者の名に託し、そのつくるにおよんで、いわく。「かの泰西の有名なる学者カツレツ氏いわく」、「かの泰西の有名なる学者ビフテキ氏いわく」と。ただし、わたくしは、いま、その確証を呈出するを得ない。ただ、「あるべくなからんや」といふのみ。しかしながら当時、「スタイン(石)で、固い頭を敲き破り」という川柳が行はれたることは、穂積陳重博士の名著、「法窓夜話」に、みえている⁴³⁾。「日の下にあたらしきことなし」という。およそ、ひとの、なすところ、かんがえるところ、大なるちがいなきものとすれば、「莫須有」の語、かならずしも、一笑に附すべきでもあるまいか。しかれば、あるいは、右のごとく解して、さしつかえあるまいか。

こう、かんがえてゆくと、武帝のころの政策に「管子」がとりいれられたのか。はた、「管子」の中に、武帝のころの政策がとりいれられたのか。にわか

43) 穂積陳重博士「法窓夜話」218頁。

に断を下しがたいものあるを、おぼえざるを得ない。しかしながら、いつれにしても、かくのごとき、かんがえが王莽にはじまるものでないことは、うたがいなぎところである。そういうことは、できるであろう。ついでながら、それらのものは、かれ以後においても、また、みるをうところに属する。これをたとえば、王安石の市易法のごとき、その好例たるを失わない。

つぎに、六筭は伝記による、とあるが、その伝記というのは、漢代の制度政策を論じたる諸書とかんがえられる⁴⁴⁾。そして、「幹は幹にして、或は筭若しくは管に作り、当時、財貨を幹主するの意に用ひらる⁴⁵⁾」といわれる。そして、その幹主するところは、いま、漢志にみえる、つぎの記述によりて、これを、うかがうことができるであろう。いわく。

名山・大沢・塩鉄・錢布帛・五均賒貸、幹して県官にあり云々⁴⁶⁾。

要するに、それは、経済に対して干渉するものである。一の統制経済である。場合によりては、それは、専売に類するものである。そうかんがえられよう。そして、それらの政策が、すでに、当時の諸書に見える、というのは、もっともなことである。というのは、これらの政策も、また、すでに、武帝のときにおこなわれているからである。その塩鉄の専売のごとき、まことに、その最たるものとして、指摘することができるであろう。くわしいところは、史記、平準書にゆずる。だが、そういったからといって、かならずしも、武帝のときにかぎるというのではない。規模は武帝のそれにおよばないにしても、その前にあっても、かならずしも、みられぬわけでもないようである。もちろん、「管子」にもみえている。たとえばつぎのごとくである。

桓公曰く。然らば則ち、吾何を以つて国を為めん。管子対へて曰く、唯、山海を管するを可とするのみ⁴⁷⁾。

そして、それは、ひとり、塩鉄のみにとどまらず、一般鉱産におよび、さら

44) 加藤繁博士訳註「史記平準書・漢書食貨志」213頁。

45) 同上。

46) 班固、漢書、二十四、食貨志、第四、下。

47) 「管子」海王篇。

に進んで、森林・沼沢にいたるをみる。しかし、ここには、一々引かない。そのいとまがないからである。だが、武帝と管仲との元祖あらそいとなると、解答はさきの五均の場合とおなじことである。だが、それが、王莽にはじまるものでないことも、また、五均の場合と同断である。そのことは、いうまでもない。

ところで、しからば、この五均・六筦の社会思想における意味は、いかにあるであろうか。それには二つのものをあげることができるであろう。わたくしにはそうおもわれる。

その一は、求利の抑圧である。そして、それは、利潤の否定に通ずることになる。そう解することを、さまたげないであろう。

その二は、経済の統制である。そしてそれは、統制経済につらなる。そう解するを、さまたげないであろう。

そして、この二つのことは、またいづれも、近世における社会主義に通ずる。そのことを、わすれるわけにはいかない。そういっても、よいであろう。

それから、ここで、注意しておかねばならぬことがある。それは、ほかでもない。これらの政策は、むしろ法家のそれというべきものである。儒家のもって、このましとせぬところのもでなければならぬ。儒家の唾棄するところではなければならぬ。そういっても、はなはだきいすぎとはならないであろう。「塩鉄論」などみると、そのことが、はっきりと、うかがえる。しかるに、後に述べるごとく、王莽は儒教に心酔する。しかも、その狂信者にちかい。そのかれが、儒家の唾棄する政策をとることは、おかしい。そうかんがえられるかもしれない。しかしながら、それは、かならずしも、そうではない。それはかならずしも、おかしいことではない。そのことである。というのは、こういうことである。なるほど儒家は礼治主義である。法治主義を排する。しかしながら法は礼より出で、礼は法に発展する。このことは、穂積陳重博士が、その法律進化論において夙に解明せられたるところに属する⁴⁸⁾。はたして、儒

48) 穂積陳重博士、「祭祀及礼と法律」

家から法治に近い思想を説くものが出るにいたっている。孔子の後をついで立ち、孟子と並んで儒家者流の雙璧と称せられる荀子が、実に、その人である。かれは、孟子が孔子の主観的方面を昂揚して仁義を強調するに対して、その客観的方面を展開して礼教を高唱したが、礼の維持者たる後王の道を尊ぶ。後王の道は、すなわち法家にちかい⁴⁹⁾。そして、王莽の言の中に、われわれは、その後王の道なることばをみいだすことができる⁵⁰⁾。それならば、儒家の狂信家王莽において、これらの政策がとりあげられても、それはかならずしもあやしむにはあたらないところであろう。

ところで、井田はもとよりのこと、五均にしる、六筦にしる、いづれも、その思想なり、実践は、かならずしも、王莽の独創に出るものではない。そのことは、上述せるところによりて、あきらかとなるところのごとくである。しかしながら、その場合、そこに、王莽のそれとそのほかのものとの間には、一つの大きなちがいがあって存する。われわれは、それを見おとしてはならない。たとえば、董仲舒・師丹の場合をみよ。それは均田ではなく、それは限田にすぎぬ。そこにみられるものは、所有の制限である。そこに公有思想や均分思想が見られるとは、かならずしも、いい得ない。そういうことになるであろう。また「管子」や、武帝における均輸・平準、専売の法を見よ、それは、むしろ、支配者のためのものである、というべきかのごとくである。そういう傾向がみられる、というべきかのごとくである。けだし、それは、もと、支配者の財政収入を増大せんがためにかんがえ出されたものとみられる。そのために、支配者が、利益を壟断せんとするものとみられる。そのために採りあげられたものとみられる。どうも、そう、みられる。それは、蔽ひがたい。それは、いなみがたい。どうも、わたくしには、そうおもわれる。それだからである。もっとも、その場合でも、それらのものの、本質からして、それらのものが、民衆の利益に合致することは、ありうるところである。そのことがさまたげられ

49) 「荀子」卷第三、非相篇、第五。「後王者天下之君也。舎後王而道上古。譬之是猶舎己之君。而事人之君也。」

50) 班固、同上、九十九、王莽伝、第六十九、中。

ねばならないといういわれは、かならずしも、存しない。それは、いうまでもないところである。しかしながら、その場合、それは、結果において、そうなる、と、いうだけのことである。副次的なものであるにすぎない。その本来の主旨ではない。だから、それが、支配者にとって、有利であるかぎり、民衆の不利のごときは、かならずしも、考慮の対象とはならない。民衆、と利害相反する場合でも、なお、かつ、強行される。武帝が世を去り、昭帝がついで立つにおよび、その即位六年、郡国に詔し、賢良文学の士をあげ、民の疾苦するところ、教化の要を問へるに、皆、対えていう。「願はくは塩鉄・酒榷・均輸の官を罷め、下と利を争うことなく、示すに節儉をもってし、しかる後、教化興すべし」⁵¹⁾と。そして元帝即位して、在位の諸儒多く言う。「塩鉄官、罷むべし…。民と利を争うことなかれ、と。上、その議にしたがう」⁵²⁾。それにも、かわらず、「その後用度足らず。ひとり、塩鉄官を復す」⁵³⁾。また、もって、その支配者の利を先にし民衆の利を後にするを、うかがうに足る。そういってもよいであろう。

もっとも、王莽の場合にも、「名を古制に託し、五均・六筦を設け、以って民利を奪う」⁵⁴⁾と非難するものがないわけではない。

だが、王莽は、これらの改革を、「衆庶を斉うし、并兼を抑える所以なり」といっている。

またいう。

「奴婢の市を置き、牛馬と蘭を同じうす。民臣を制し、其の命を顛断す、姦虐の人、縁に因りて利を為し、人の妻子を略売するに至る。天心に逆らい、人倫にもとり、天地の性・人を貴しとするの義を繆まる。」⁵⁴⁾

これによってもあきらかなるがごとく、王莽の場合、それは支配者のためよりも、むしろ、民衆のためであった。そのことは、また、つぎのことからも、

51) 同上二十四、食貨志、第二十四、下。

52) 同上、上。

53) 那珂通世「支那通史」和田清訳（岩波文庫）、上冊、217頁。

54) 班固、同上、九十九、王莽伝六十九、中。

いいうる。そう、わたくしは、おもう。つぎのことというのは、ほかでもない。かれは、これら先人の思想・政策によってのみうごかされたものではない。それでは、ほかに、なにが、かれを、そうさせたか。かれを、そうさせたものは、そもそもなんであるか。それは、周代治至の世へのかれの追慕である。そういつて、よいかと、おもう。そして、そのことは、班固すら、みとめているところである。その証拠に班固はしるしている。「莽……興造するところあるごとに、かならず、古に依り、経を得んと欲す」と。そして、この場合、そのいうところの「古」は周代至治の世をさす。そのことは、おなじく、班固が、王莽の井田制の復活を論ずる際、評して、「又ややもすれば、古を慕はんと欲す」といっているによっても、あきらかであろう。けだし、この場合、その「古」が、周代至治の世をさすことは弁をまちて、はじめて、しるべきところでは、ない。それだからである。それに、ここに「経」というのは、いうまでもなく、儒教の經典を意味する。そして、儒教の經典は、周代至治の世をもって、黄金時代とする。よって、その再現を希求する。したがって、儒教の經典は、周制を謳歌し、美化し、理想化している。それだからである。

まことに、王莽の場合、それは、周代至治の世への追慕より発する。そういうことができる。しかしながらしからは、その周代至治の世への追慕は、そもそも、いつこより、来たものであろうか。それは、かれの儒教への傾到にもとづく。そう、おもう。まことに、王莽は儒教に傾到した。儒教に心酔した。いな、儒教を狂信したといってもよい。そういつてもよい。すくなくとも、わたくしには、そうおもわれる。だが、それでは、その、傾到・心酔・狂信はいつこより来たったものであろうか。いま、それをたづねれば、いろいろのことが、かんがえられる。

まづ、かんがえられることは、その時代の影響であろう。すなわち、春秋・戦国の時代、いわゆる先秦時代、中国では、いうところの諸子百家がならびおこった。かれらは、甲論乙駁した。思想界は百花燦爛、空前絶後の活況を呈した。しかるに武帝のときにおよんで、思想統一がおこなわれた。それは儒教に

よるものであった。爾来、儒教が思想界に君臨した。儒教が世の尊信をもつばらとするにいたった。そして、その勢は、ときとともにつよまる一方であった。かくて、王莽の時代、儒教は一世を風靡していた。いかに、そうあったかは、いま、司馬遷と班固を比較すれば、よくわかるとおもう。

司馬遷は武帝時代の人。したがって、かならずしも、儒教にとらわれることがなかった。だからであろう。かれは、子贛についてこういうている。いわく。

「原憲、糟糠にだも厭かず。窮巷に匿くる。子貢、駟を結び、騎を連ね、束帛の幣、以つて諸侯に聘享し、至る所、国君も庭を分かち、これと抗礼せざるはなし。それ、孔子をして名を天下に布揚せしめたるは、子貢これに先後したればなり。これ、いわゆる、勢を得て、而して、ますます、彰はるる者か。」⁵⁵⁾

しかるに、班固は後漢の人である。だから、儒教の影響を受けること、きわめて大である。その証拠に、この段、「史記」をそのまま引いて、「子贛、駟を結び、騎を連ね、束帛の幣、諸侯に聘享し、至る所、国君も、庭を分かち、これと、抗礼せざるはなし」という。しかしながら、そのあとが、いけない。こういつている。いわく、

しかれども、孔子、顔淵を賢とし而して子贛を譏する。曰く。回や、それ庶きか。しばしば空し。賜や、命を受けず、而して貨殖す。憶へば、しばしば中たる⁵⁶⁾。

また、もって、儒教が、いかに一世を風靡するにいたったかをうかがうにたるであろう。このような時勢の下において、王莽が、儒教に傾到し、心酔し、狂信するにいたったとしても、おどろくにはあたらないであろう。それは、むしろ当然である。当然すぎるほど当然である。そういってもよいであろう。そして、そうだとすれば、それは、なんら、あやしむをもちいぬところでなければならぬであろう。

しかしながら、それにしても、儒教の理想とする徳化礼治は、古代・人すくなく・巧偽いまだおこらざる・単純素朴な小社会においては、あるいは、可能でもあろう。人ようやく多く・巧偽すでおこれる・複雑多岐な社会において

55) 司馬遷「史記」第一二九巻、貨殖列伝、第五十九。

56) 班固「漢書」九十一、貨殖伝第六十。

は、おそらく、不可能であるといえよう。そして、そこでは、礼治にかわりて法治が要請せられる段階に入っていたことをものがたる。孔・孟が、道を諸侯に説いて、容れられなかったのも、けだし、当然といへよう。秦が法家者流をもちいて、ついに、天下統一の大業を成就したことは、また、もって、この理法を証するに足る、と、なし得よう。したがって、前漢の世、武帝が儒教をもって思想を統一してより、歴代、相承け相伝へて、儒教を尊崇したといっても、もとより、それは、政治上においては、これ、ただ、表面をよそおう形式のみ。その内容をなす実体は、法家の政策であった。「塩鉄論」の大夫対文学賢良の討論を引くまでもあるまい。前漢の宣帝のつぎの言を読めば、おもいなかばに過ぎるものがなければならぬであろう。いわく。

漢家自ら制度あり。本、覇・王の道を以てして、これを雑う。いかんぞ、徳教を純任し、周政を用いんや。かつ、俗儒、時宜に達せず、好んで古を是とし、今を非とし、人をして名実において眩せしめ、守る所を知らず。何ぞ委任するに足らんや⁵⁷⁾。

これによって、これをみれば、實際政治についてみるかぎり、その儒教の信奉・尊崇は、いわばせいぜい50パーセントともいうべきところか。しかるに、いま、王莽の信奉・尊崇の大なる名実・ともに、これにしたがひ、これによるうとする。まさに100パーセントともいうべきところ。まことに狂信とよぶにあたいする。そういうをはばからぬものがあって存する。

つぎにかんがえられることは、かれの境遇であろう。すなわち、かれ自身の境遇がかれをかつて儒教に傾倒せしめるにいたった。儒教に心酔せしむるにいたった。儒教を狂信せしめるにいたった。そう、かんがえられるのである。けだし、元后によって王氏一門がときめく。その子弟が、ときをえがおに、侈靡、輿馬声色佚遊を以って相高うする。しかるに、かれ、ひとり、不幸、その父の早死のため、孤貧である。そのことは、すでに、ふれたところのごとくである。ところで、このような境遇の下に立たされたる、かれが、退いて書に親しむにいたったとしても、ふしぎではあるまい。いな、かれらへの反撥が、いっそう、

57) 班固「漢書」九、元帝紀、第九。

そうさせることになる。そう想像することさえ、できるであろう。さらに、想像をたくましくすることが、ゆるされるならば、学問で来い、という気にもなるであろう。学問でみかえしてやろう、と、いう気にもなるであろう。そういう意気で、学にはげみ、学にうちこむことになるであろう。そのように、かんがえることだってできるであろう。できないわけでは、ないであろう。しかしながら、それは、学問を声誉を得るための手段とするものである。したがって、そこには、偽善につながるものがあるをおぼえないわけには、いかない。そういうことになるでもあろう。しかしながら、そうすると、王莽を、その偽善者なりとする説からまもろうとするわたくしが、みづから敵に糧をおくるの愚をおかすことになるでもあろう。しかしながら、名のたかきをもとむることは、かならずも、しりぞけらるべきところには属しない。そういっても、よいのではなかろうか。たとえば、孝経には、「身体髮膚これを父母に受く。あえて毀傷せざるは孝のはじめなり。身を立て、道をおこない、名を後世に揚げるは孝のおわりなり」⁵⁸⁾とある。そういうと、あるいは大聖・孔子が、「人知らずして、いきどうらざる、また、君子たらずや」⁵⁹⁾といえるをもち出してくる人があるかもしれない。しかしながら、そこには、孔子のまけおしみの情がうかがえはしないであろうか。すくなくとも、そういう孔子において、名をしられるということにこだわりをもつひとをみることは、できないであろうか。そういえば、大聖に対して、冒瀆となるであろうか。

それはともかく、この場合、かれが儒教にころざすにいたったのは、単に、声誉をもとめるしたところあってのことにすぎなかった、ということだけでは、かれが偽善者でなければならぬということには、ならないであろう。かれが偽善者であるためには、かれの儒教への傾倒・心酔・狂信が、単に、声誉をもとむるためのみせかけにすぎぬ、ということが、なりたたねばならないであろう。それは、かれの本心ではない、ということが、なりたたねばならないであ

58) 「孝経」

59) 「論語」学而第一。

ろう。しかしながら、そういうことが、はたして、なりたつものであろうか。ひとはしらず、わたくしは、すくなくとも、わたくしは、それがなりたたねばならぬとする理由をみいだすにくるしむものである。けだし、世には「みいらとりが、みいらとなる」ということがある。「うそから出たまこと」ということもある。かりに手段として儒教の門に入ったとしても、堂にすすむうちに、ついに、傾到し、心酔し、狂信するにいたるということは、あり得ないことでは、あるまい。いな、大いに、ありうるところである。そして、この場合、とくに、そうである。そう、いってもよい。そう、いうことが、できる。すくなくとも、わたくしは、そういいたいのである。なにをもって、そういうか。その理由は、つぎのごとくである。

まづ、第一に、かれの井田制の復活をみよ。井田制は、もと、崩壊すべくして崩壊したものでなかったか。そして、それは、崩壊してより、すでに、久しきを経たものでは、なかったか。また、恢復すべくもないものではなかったか。げんに、かれ以前、武帝の世、董仲舒が、その廃絶を慨して、名田の策を上奏した。哀帝の世、師丹は限田策を献言した。そして、いづれもこと、ころざしと、たがうた。ことに、後の場合は、王莽在世中のことである。かれは、したしく、眼前に、それをみている。それにもかかわらず、あえて、前者の轍をふむをためらわない。儒教への傾到・心酔・狂信なくして、いかにして、可能であろうか。儒教が、単に、声誉をもとむるための手段にすぎぬ場合、それは、いかにして可能であろうか。班固は、王莽のこの断行を、「時宜を度らず」⁶⁰⁾といている。それはまことに、評し得て妙というべきところである。それほどのことが、儒教への傾到・心酔・狂信なくして、いかにして可能であろうか。これ、わたくしが、王莽の儒教への傾到・心酔・狂信を、あえて肯定する一理由である。

しかしながら王莽を憎悪するものたちにいわせれば、それは、かれに先見の明がないことをものがたる、というでもあろう。すると、それは、かれは頭が

60) 班固、同上、二十四、食貨志第四上。

わるかった、ということに証することになるでもあろう。いな、班固が、「時直を度らず」と評するとき、その意味するところは、実に、ここに、あると、解すべきがごとくでもあろう。そう読みとるべきであるがごとくでもあろう。しかしながら、あたまがわるいということは、右の「狂信」を否定することにはならない。頭がわるいということは、一つのことである。「狂信」ということは他のことである。二つのことは、ちがったことである。おなじことではない。もっともあたまがわるいから、狂信するということもありうる。それは邪教淫祠等の場合みられるところではないか。そういうひとが、あるかも、しれない。そういわれれば、そのとおりでも、あるであろう。そして、その場合、あたまがわるいということと、狂信とは、ちがったことではない。おなじことである。そういわなければならないであろう。しかしながら、その場合、それは、狂信を肯定する所以でこそあれ、それを否定する所以ではない。だから、それは、わたくし、にとつては、むしろ援軍というべきである。簞食壺漿、これをむかうべきがごとくである。しかしながら、わたくしは、あえて、それをしない。なぜか、もし、そうすると、あたまがわるいから狂信しなかったという場合はどうか。そういつて、つめよるものがあらわれるとき、わたくしは、わたくしの主張を撤回せねばならないことになるかもしれないわけであろう。しかるに、それは、わたくしの欲しないところである。それだからである。あだしごとは、さておく。あたまがわるいということは、右の狂信を否定する所以ではない、という、かれのあたまのわるいということ、肯定したように、とられるかもしれない。そういうおそれがある。しかしながら、そうとられることは、わたくしの本意ではない。わたくしは、かならずしも、かれのあたまがわるいとは、おもわない。だから、そうとられるのは迷惑である。だから、ひとこと、ここに、かれのために、弁じて、おきたい。わたくしは、かれはあたまがわるいとおもわない。わたくしは、あえて、そういう。なにをもって、そういうか。それは、こうである。かれは、当代の多くの学者を自家葉籠中のものとしている。その中には、劉歆・楊雄のごとき大学者もいる。そして、か

れらは、みな、かれを礼讃した。かれのために忠勤をはげんだ。もし、かれのあたまがわかったとすれば、いかにして、かくのごときをうることができるであろうか。だが、そういうと、ひとは、あるいは、いうでもあろう。かれらは、腐儒・曲学阿世の徒のみ、と。もとより、そういつてしまえば、それまでのことである。また、なにおか、いわんや、である。しかしながら、かれらといえども、大学者である。なにも、すぎこのんで、学を曲げ、世におもねることをするものとも、おもわれぬ。かれらを引きつけるだけのものが、王莽の方であったのである。それだけ、王莽がえらかったのである。そういうふうにかんがえても、よいのではあるまいか。だが、いづれにしても、こここのころ、関係は、きわめて、微妙である。これをたとえれば、ピッチャーとバッターの関係のごときものでもあろうか。バッターが三振でうちとられる場合、バッターが駄目なのだ、と、いつてしまえば、それまでのことである。世の高名の野球評論家など、あるいは、口をそろえて、そう、いうかもしれない。しかしながら、だからといって、グレート・バッターが三振にほおむられるのは、ピッチャーがうまいからであると、かんがえることは、はたして、できないものであろうか。そういう評論家は、はたして、ヘボ評論家ということに、ならねば、ならない、ものであろうか。

つぎに、第二に、かれの死にのぞんではなてる最後のことばをきけ。史はつたう。叛徒四方に蜂起。洛陽を陥れ、宮闕を犯し、火を放ちて王莽に迫る。時に、莽、火を宣宗殿に避け、「紺袴服、爾、韋を帯び、虞帝の匕首を持ち⁶¹⁾」、「旋席、斗に随ひて坐し⁶²⁾」て、曰く。「天、予に、徳を生ず。漢兵、それ、予を如何せんや⁶³⁾」と。ひと、これをきいて、あるいは、一幅のカリカチュアのモチーフをもとむべしと、わらうでもあろう。あるいは、一場のコメディのシーンをみるべしと、興ずるでもあろう。しかしながら、わたくしは、すくなくとも、わたくしは、わらはない。わたくしは、興じない。わたくしはし、

61) 班固「漢書」九十九、王莽伝第六十九、下。

62) 同上。

63) 同上。「天生徳於予。漢兵其如何。」

はすくなくとも、わたくしは、これをきいて、嘆ぜざるを得ない。「莽の儒教への傾倒、心酔、狂信、一に、ここにいたれるか」と。語にいわずや。「鳥のまさに死なんとするや、その声哀し。人のまさに死なんとするや、その言善し」と。そして、この場合、その言たるや、実に、孔子のその復唱にほかならずとかんがえられにおいておや⁶⁴⁾。けだし、ことなるところは、ただ、わずかに、「漢兵」と「桓魋」の二字のみ。もっとも、孔子は、その言のごとく。命をまっとうし、王莽はその言にもかかわらず、命をおとしたちがいはあるが。これ、わたくしが、王莽の儒教への傾倒・心酔・狂信を、あえて、肯定せんとする、いま一つの理由である。

以上、わたくしは、王莽の社会思想をながめてきた。しかも、あまりにも、ながながと、ながめてきた。ために、わたくしにゆるされた、紙数もすてはるかに、こえてしまった。ペンとるわたくしの手も、ようやく、つかれをおぼえるにいたった。わたくしは、こらで、わたくしの、このつたない、エッセーをおわろうとおもう。しかしおわりにあたり、わたくしは、つぎのごとくいいたい。

わたくしは、王莽の社会思想を、井田の復活と五均・六筦の設置を通じて、うかがった。そして、わたくしは、それらのもののおくに、今日においていうところのソーシャリズムに通ずる思想をみいだす。

そして、わたくしは、それを通じて、かれが周室至治の世を理想とし、それを再現せんとする意図をみとめる。しかるに、周室至治の世は、ゆめはるかなる遠いむかしの世界である。しかも、儒家の理想の産物にすぎぬ。そして、その意図は、「むかしをいまになすよしもがな」とするねがいに出づる。それは、必然にもとづくものではない。それは、進化の法則にそうものでもない。しょせん、それは、一のユートピア思想以外のものではない。

64) 「論語」述而第八、「天生德於予。桓魋其如予何。」

しかるに、ユートピアン・ソーシャリズムは、その名のものがたるがごとくである。そのはじめは、単なる思惟の世界の存在である。しかしながら、それは、やがて、現実の世界にちかづく。そういう傾向がある。けだし、理想は空想にはじまる。しかしながら、それはいつまでも、空想にとどまらない。それは、しだいに、現実がちかづく。そして、現実がちかづくほどに、やがて、その実現を志向することになる。そういうものである。それはやみがたい・ひとの情というものである。かくて、十九世紀の初期、西欧のユートピアン・ソーシャリスト、ロバート・オーエンはそのユートピアを北アメリカのニュー・ハーモニーにおいて、実現せんところみた。フーリエの徒も、おなじく、北アメリカの各所に、かれらのユートピアを建設しようところみた。そして、わが土葬のなしたあとも、またこれら、と、揆を一にする。すくなくとも、主旨においてことなるところはない。そういうことができる。そして、ことなるところがない、といえ、さらに、そのいづれもが、こと、こころざしと反し、中道にして坐折しているところまで、ことなるところがない。揆を一にしている。しょせん、それは、ユートピアン・ソーシャリストの負わねばならぬ、かなしき宿命でもあろうか。

ただし、ここに、ことなるところが、ただひとつだけある。十九世紀、西欧に出でたる、ユートピアン・ソーシャリストは、いづれも、その失敗にもかかわらず、人類愛の闘士として敬愛をうけている。思想界のバイオニアとして尊崇せられている。しかるに王莽のみは、そうでない。篡奪者として非難されている。偽善者として齟齬されている。冷血漢として憎悪せられている。かくて、ユートピアン・ソーシャリストとしてのかれの美はほとんどかえりみられていない。おなじく、ユートピアン・ソーシャリストであるにもかかわらず、その死後の運命のわかれること、何ぞ、それ、かくのごとくはなはだしきや。わたくしはそれをかなしむ。かれのために、一掬の涙なきを得ない。すなわち、いささか、かれのために弁じて、この一篇を草する、と、いうのみ。地下の王莽の霊、はたして、わたくしの微意を受けるやいなや。